

【農林水産部】

<p>件 名</p>	<p>「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」の遵守について (林地開発行為許可処分に係る審査請求)</p>
<p>申立概要 【受理 25.2.19】</p>	<p>林地開発行為許可処分の取り消しを求める審査請求を府知事に求めているが、審査庁が森林保全課となることへの疑問がある。 その点についての質問書を提出し、森林保全課長名での文書回答を得たが、納得できるものではなく、「基本条例」の趣旨を踏まえた審査の仕組みとなるよう、条例の遵守の徹底を再度求めたい。</p>
<p>確認事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、審査請求中の林地開発行為許可処分に係る審査請求手続は、森林保全課回答のとおり行政不服審査法等 関係法令に則り、進められていると認められます。 ○ 「基本条例」は、府政運営の際の基本となる普遍的な理念や原則等を示す「理念条例」として制定されたものであり、政策企画部を中心に基本条例の趣旨の徹底が図られています。
<p>結 果 (意見・要望) 【通知 25.3.13】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管部局（農林水産部）に対して、次のとおり要望しました。 ・ 理念条例である「基本条例」の趣旨をあらゆる事務事業にいかすべく、常に留意すること。